

職業安定分科会(第 223 回)	資料4-1
令和8年3月 27 日	

雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ（5）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件案要綱

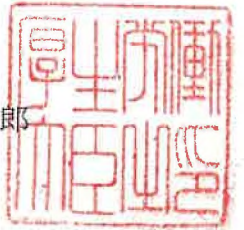
厚生労働省発職 0327 第 1 号

令和 8 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ（５）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則第一百条の三第二項第一号イ（5）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件案要綱

- 1 トライアル雇用の対象者である就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者に、生活困窮者のうち、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業又は認定生活困窮者就労訓練事業による就労の支援の対象となっている者を加えるものとする。
- 2 この告示は、告示の日から適用する。